

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2026 年 10 月 1 日

株式会社オルトプラスホールディングス
株式会社オルトプラス

2026 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社オルトプラスホールディングス
代表取締役 石井武

東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社オルトプラス
代表取締役 石井武

株式会社オルトプラスホールディングス（2026 年 10 月 1 日付で株式会社オルトプラスより商号変更。以下「分割会社」といいます。）及び株式会社オルトプラス（2026 年 10 月 1 日付で株式会社オルトプラス分割準備会社より商号変更。以下「承継会社」といいます。）は、2026 年 7 月 30 日付で締結した吸収分割契約（その後の変更を含み、以下「本契約」といいます。）に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社のエンターテインメント&ソリューション事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務の一部を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を実施しました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2026 年 10 月 1 日

2. 吸収分割株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号イ）

本件分割において、会社法 784 条の 2 の規定により、分割会社に対して差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号ロ）

ア 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 785 条）

分割会社は、会社法第 785 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 8 月 24 付けで電子公告を行いました。また、会社法第 785 条第 1 項の規定により、分割会社に対して株式買取請求を行った株主はいませんでした。

イ 新株予約権買取請求手続（会社法第 787 条）

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号の規定に該当する新株予約権は発行していないため、会社法第 787 条第 1 項の規定により、分割会社に対して自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができない新株予約権者はいませんでした。

ウ 債権者異議手続（会社法第 789 条）

分割会社は、承継会社への債務の承継を併存的債務引受の方法により行っているため、会社法第 789 条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号イ）

本件分割において、会社法第 796 条の 2 の規定により、承継会社に対して差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号ロ）

ア 反対株主の株式買取請求手続（会社法第 797 条）

分割会社は、承継会社の完全親会社であり、かつ、特別支配会社であることから、会社法 797 条第 3 項の規定による手続は行っておりません。

イ 債権者異議手続（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2026 年 8 月 24 日付けで官報公告及び電子公告を行いました。また、会社法第 799 条第 1 項第

2号の規定に基づき、承継会社に対し、本件分割について異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である2026年10月1日をもって、分割会社から本事業に関する権利義務を本契約の定める範囲において承継しました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2026年10月1日（予定）。

6. 上記に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上